**島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務委託公募型プロポーザルにかかる**

**現地見学について**

【遵守事項】

（１）予約　：事前にプロポーザル事務局と日程調整を行うこと。

（２）案内　：庁舎建物内部はプロポーザル事務局の職員が案内する（３０分程度）。建物外部、周辺地域については職員による案内はしない。

（３）時間　：庁舎建物内部の案内は１７：００以降開始とする。

（３）人数　：見学者は３名以内とすること。

（４）撮影　：写真撮影可とするが、職員や住民の方が写らないものとすること。

（５）質疑　：見学中の口頭の質疑応答はしない。後日、質問票で質問すること。

（６）その他：見学中は、社名や見学目的について、職員及び住民の方に知られないように

　　　　　　　努めること。

|  |  |
| --- | --- |
| 庁舎内部案内箇所 | 案内内容 |
| １階フロア | 住民用のスペースのみ。  執務スペースへの立入り不可。 |
| ２階フロア | 住民用のスペースのみ。  執務スペースへの立入り不可。 |
| ２階（町長・副町長室） | 副町長室のみ。  立入り可。 |
| ２階（電算マシン室） | 出入口から目視のみ。  立入り不可。 |
| ３階フロア | 共有部分のみ。  執務スペースへの立入り不可。 |
| ３階（議場） | 出入口から目視のみ。  立入り不可。 |
| 地階（電気室） | 立入り可。 |
| 地階（書庫） | 立入り可。 |
| 地階（印刷室） | 立入り可。 |
| 地階（職員休憩室） | 立入り可。 |
| 地階（警備室） | 窓口から目視のみ。  立入り不可。 |

※当日の使用状況等により、上記のとおり見学できない場合があります。